

令和8年度からの各種検査費用の補助

自費で受診した各種検査費用の補助

病気の予防のために任意に自費で受診した検査等の費用(当組合が認めたものに限る)の一部を補助します。

補助対象者

被保険者およびである配偶者

補助額

20,000円または当該検査等に要した費用(消費税を含む)のいずれか少ない額を補助します。

対象検査

同一年度(4月～翌年3月)内に1回かつ1検査限り補助対象とします。

利用方法

翌年度4月の5営業日までに事業所ご担当者(任継の方は健保組合)までご提出ください。

ご注意ください

- ◆保険適用できる検診項目を受診した場合は、窓口での負担有無に関わらず補助対象とはなりません。
- ◆複数の検査項目を同時に受診した場合であっても、補助対象となるのはいずれか1検査のみです。
- ◆事業主が実施する労働安全衛生法に規定するに健康診断に係る費用と見なされるものは補助対象とはなりません。
- ◆人間ドック費用補助との併用はできません。
- ◆健康診断費用請求書に医療機関の領収書(検査等の内容が明記されたもの)を添付してご請求ください。

必要書類

- ◆各種検査費用請求書
- ◆受診者名および検査内容が記載された領収書(原本)